

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇治市長 松村 淳子

市町村名 (市町村コード)	宇治市 (24204)
地域名 (地域内農業集落名)	巨椋池 (槇島町、小倉町、伊勢田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻を中心とし、ブロッコリーや万願寺とうがらしなどの野菜のほか、花卉や茶の栽培などを行っている。
- ・国営で整備された京都府南部の優良農地であるが、その後の道路整備などにより不整形な農地もある。
- ・農道の幅員が狭く、大型の農業用機械の導入が困難である。また、抜け道として使われており、交通事故なども発生している。
- ・水路が張り巡らされているが、上流域と下流域での公平な水利利用が課題となっている。
- ・市外入作が約半数を占めており、地域としてまとまりにくく、地域農業としての特色を出しにくい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を中心とし、優良で広大な農地を守っていく必要がある。また、畑地化やパイプハウスの設置などにより、野菜や花卉などの高収益作物の生産を引き続き支援する。さらに、規模拡大意向のある担い手が複数存在するため、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集約化や作付品目ごとの集団化（ゾーニング）を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向のある農業者に農地の積極的な配分ができるよう、また、公平な水利の利用が可能となるよう、農地中間管理事業のマッチング手法の検討を続け、効率的な営農ができるよう調整を図る。また、引き続き地域の協議の場を活用し、農地環境の維持向上を進めるとともに、農地に関する情報共有を強化し、農地の集積、集約化に努める。さらに、農地の流動化を進め集積・集約に向けた支援策の検討や、耕作放棄地発生抑制のための支援策の検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積・集約を促進するため、基盤整備事業に関する財源確保や地元負担の在り方などの研究を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、担い手として育成していくために、京都府やJAと連携を図り、新たな新規就農者への支援策の検討を進める。また、規模拡大に向け、法人化に関する研修やリーダーの育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、該当する農業支援サービス事業者はないが、地域の特性を生かすことができるよう、調査・検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

④畑地化・輸出等(茶業):輸出に向けた生産者が行う活動に対して関係機関と連携を図り支援を行う。

⑩その他(入り作):市外からの入作が約半数を占め、農業者間のつながりが薄いことから、地域計画策定後も、市内外農業者が継続的に協議を行うことで、農地の集積・集約に向けた関係を構築していく。

⑩その他(経営支援):農地の集約化や規模拡大等に伴う新たな投資への支援策の拡充の検討を図る。